

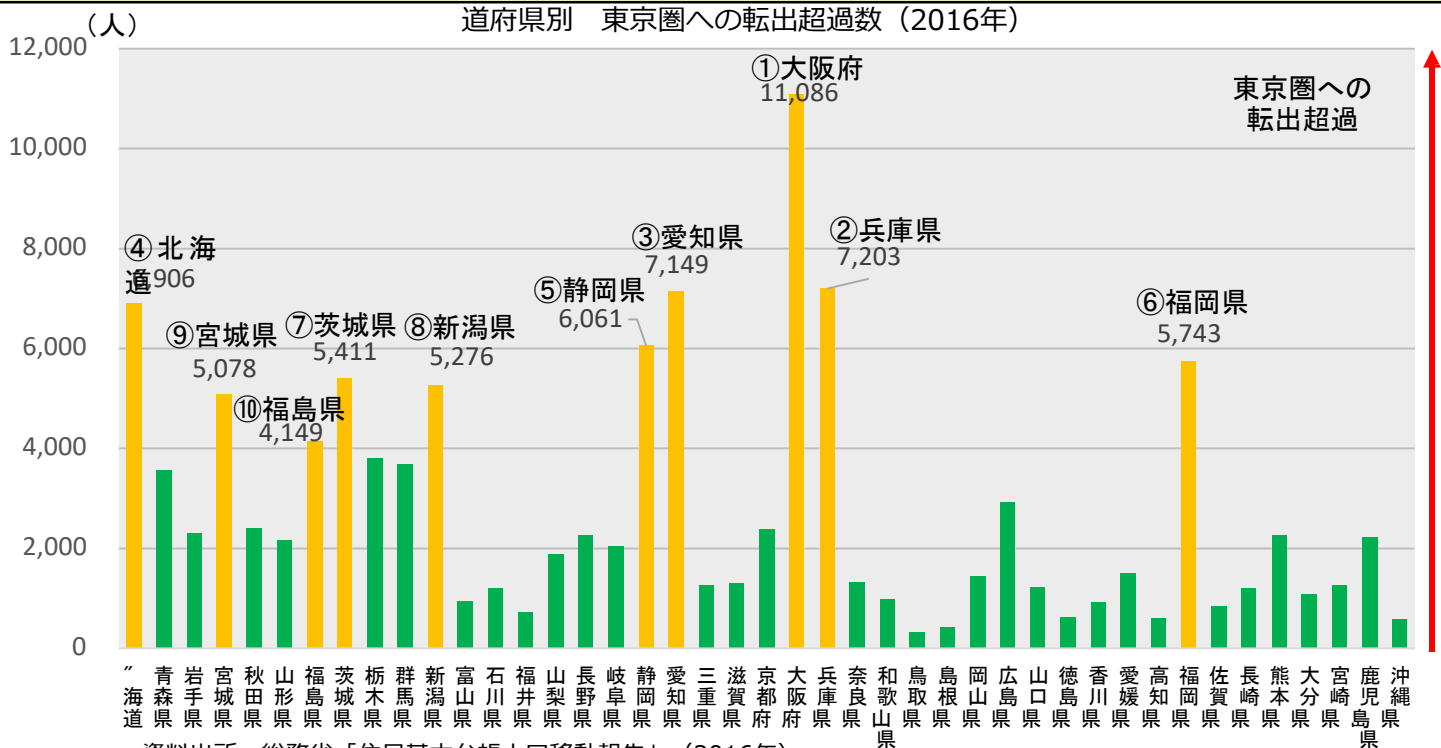
3. 地方の代表として

**世界都市東京にて日本の社会課題
を語ることなかれ。**

地方創生の現状②

◀東京圏への転出超過数（絶対数）▶

○各道府県から東京圏への転出超過数の絶対数が多いのは、①大阪府（11,086人）、②兵庫県（7,203人）、③愛知県（7,149人）といった大都市圏を構成する府県であり、以下、④北海道（6,906人）、⑤静岡県（6,061人）、⑥福岡県（5,743人）、⑦茨城県（5,411人）、⑧新潟県（5,276人）、⑨宮城県（5,078人）、⑩福島県（4,149人）の順。



梶山弘志 まち・ひと・しごと創生担当
大臣資料より

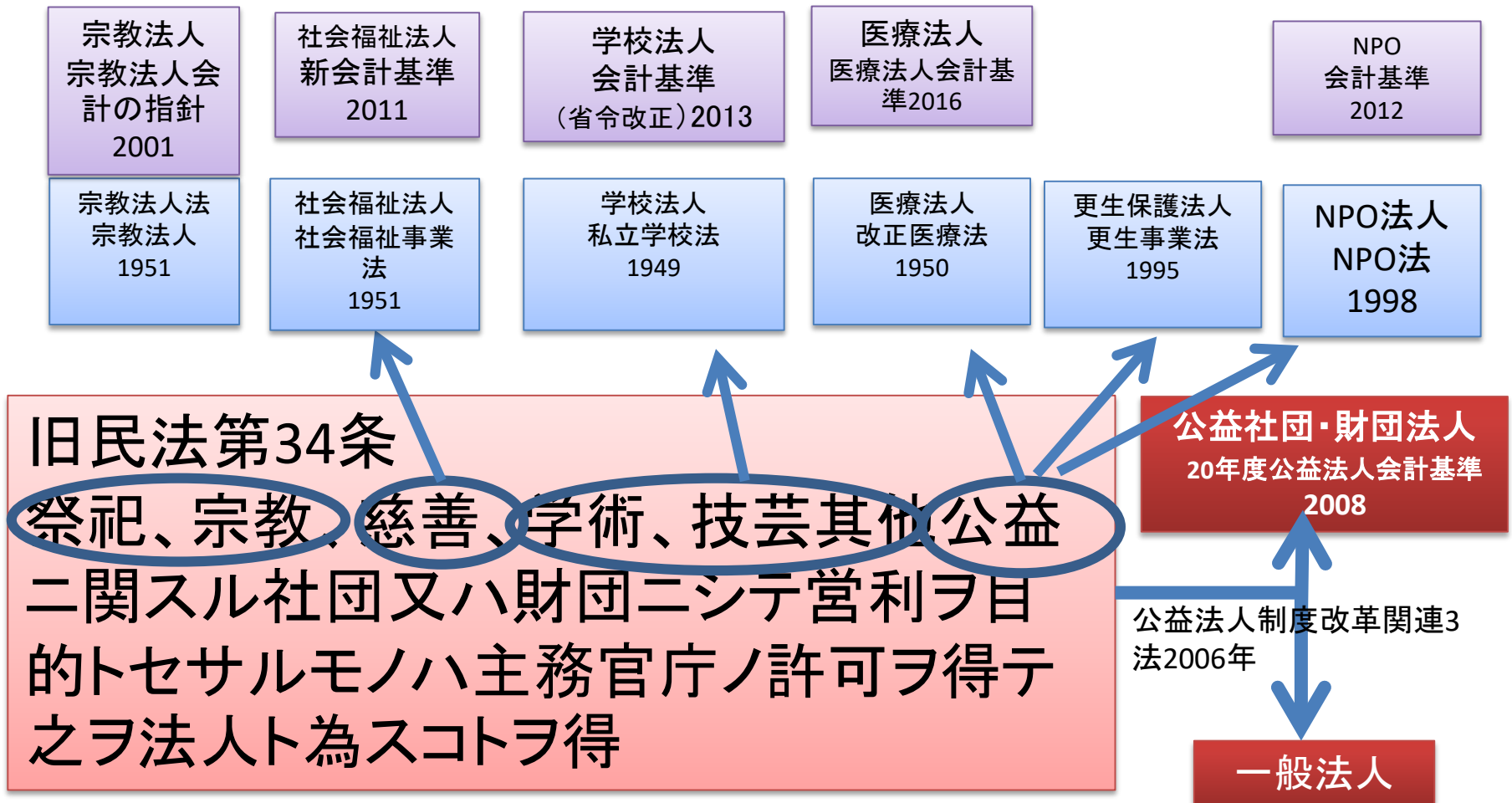
一般財団法人「民都大阪休眠預金等活用団体」設立準備委員会

秋山孝二	公益財団法人秋山記念生命科学振興財団理事長<指定後評議員予定>	北海道
池内啓三	学校法人関西大学理事長(*)<設立時理事>	大阪府
岩田敏郎	社会福祉法人聖徳会理事長(*)	大阪府
岩永清滋	公認会計士・税理士 <指定後評議員予定>	兵庫県
大槻文蔵	公益財団法人大槻能楽堂(*)	大阪府
大西寛文	公認会計士、元日本公認会計士協会副会長	大阪府
大貫 一	金沢星稜大学教授 (公認会計士)<指定後評議員予定>	石川県
尾崎 裕	大阪商工会議所会頭	大阪府
尾上選哉	大原大学院大学教授(会計学)<指定後評議員予定>	東京都
柏木登起	特定非営利活動法人シミズシーズ 代表理事 <指定後評議員予定>	兵庫県
金井宏実	認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター代表理事(*)<設立時理事>	大阪府
黒田章裕	一般社団法人関西経済同友会 代表幹事	大阪府
久保井一匡	久保井総合法律事務所 弁護士、元日本弁護士連合会会長(*)<指定後監事予定>	大阪府
崎元利樹	前公益財団法人放送文化基金 専務理事、元NHK <指定後評議員予定>	東京都
島田牧子	公認会計士・税理士 <設立時監事>	大阪府
施 治安	大阪100人会議顧問 (*)	大阪府
出口正之 表理事>	国立民族学博物館教授、元内閣府公益認定等委員会委員、民都・大阪フィランソロピー会議議長(*)<設立時代 大阪府	
中野秀男	帝塚山学院大学教授(*)、民都・大阪フィランソロピー会議情報分科会長<設立時評議員>	大阪府
野村卓也	ナレッジキャピタル総合プロデューサー、内閣府参与<指定後評議員予定>	大阪府
橋本正洋	東京工業大学教授 <指定後評議員予定>	東京都
原 丈人	米国501(c)(3)財団アライアンス・フォーラム財団(国連経済社会理事会諮問有資格)代表理事、内閣府本府参与 <指定後評議員予定>	
藤井秀樹	京都大学教授(会計学) <指定後評議員予定>	京都府
松本正義	公益社団法人関西経済連合会会長	大阪府
開(比嘉)梨香	株式会社カルティバイト代表取締役 <指定後評議員予定>	沖縄県
堀井良殷	公益財団法人関西・大阪21世紀協会理事長、元NHK理事(*)<設立時評議員>	大阪府
三木秀夫	三木秀夫法律事務所 弁護士<設立時評議員>	大阪府

誰が設立したのか

- 「民都・大阪」フィランソロピー会議の有志を核に。
- 北は北海道、南は沖縄まで。
- 会計実務専門家及び会計学関係者。
- 「公益資本主義」主張者。
- 「知の構造化」研究者。
- 平成20年度税制改革答申（「民間公益セクター」の文字がはじめて入った）政府税制調査会関係者

「民都・大阪」フィランソロピー会議は この図から誕生



■「民都・大阪」フィランソロピー会議の誕生

■会議メンバー

(平成30年6月1日現在・五十音順)

池内	啓三	学校法人関西大学 理事長
岩田	敏郎	社会福祉法人聖徳会 理事長
大槻	文藏	公益財団法人大槻能楽堂 理事長
金井	宏実	認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター 代表理事
久保井	一匡	公益財団法人小野奨学会 理事長
高	亜希	認定特定非営利活動法人ノーベル 代表理事
阪田	洋	大阪府・大阪市副首都推進局 副首都企画推進担当部長
清水	由洋	学校法人近畿大学 理事長
白井	智子	特定非営利活動法人トイボックス 代表理事
施	治安	「大阪を変える100人会議」顧問
* 出口	正之	国立民族学博物館 教授
早瀬	昇	社会福祉法人大阪ボランティア協会 常務理事
藤田	清	公益財団法人藤田美術館 館長
堀井	良殷	公益財団法人関西・大阪21世紀協会 理事長
松井	芳和	大阪府・大阪市副首都推進局 副首都企画推進担当部長
森	清純	公益財団法人大阪コミュニティ財団 専務理事

(* 議長)

下記に抵触しないと思料する理由

第4の②他の同一の団体の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様とします)。

- 公益認定法第5条第11号の解釈。＝平成22年1月8日の公益認定等委員会で検討。行政機関の会議体は「団体」と見なさずの例。
- 団体として意思を持って行動するものではない(弊財団をコントロールする能力は無い)。



「民都大阪」という名称は申請のためのロケット・エンジン。
指定されれば「日本休眠預金等活用団体」に名称変更予定。

東京と平均的日本の乖離

- (3) 内発的民間公益活動に対する着目
- 「内発的」とは、多様性の発展形態を前提とする鶴見和子の内発的発展論や国際開発学の内発的 (endogenous) 発展論に依拠。これらは西洋的な単一の発展形態を前提に、その手法を導入しようとする外発的 (exogenous) 発展の発展論に対置する考え方である。

オフィスにキッズコーナー

- 役員室の代わりに、キッズコーナー。
- 子育て中の役職員が子どもを同伴。
- 東京では通勤すら出来ない。地方では可能。
 - ニュージーランド、オーストラリアの国会でも子ども同伴。ニュージーランド首相は国連でも。

4. 総理大臣指定の権威を組織構成及び組織運営に活かすこと

指定前に揃えれば、「別の権威」に頼らざるを得ない。

【評議員人事に対する基本プラン】

- 「指定前」か「指定後」かによって大きく異なる<基本プラン4>。
- 人事については次の二つの戦略がありえた。
 - 「指定」前に無理してでも申請要項の外形だけ併せて集める。
 - 「指定後」確定してから、集めるべき人材をしっかりと集める。
- さらに「指定後」定款に基づき、各分野からそれぞれの代表を**推奨**いただきオールジャパンから人材の補強していく。



(定款変更の案)以下の各号の一の団体から推奨する者各々1名を限度に推奨を依頼することができる。

(1)休眠預金活用推進議員連盟

(2)細則に定める経済団体(これは北海道から南へ)

(3)細則に定める金融機関を構成者とする団体

(4)細則に定める労働組合を構成者とする団体(これは沖縄から北へ)

(5)細則に定めるメディアを構成者とする団体

【職員人事に対する考え方】

- 人事とは人の一生を左右するものである。「指定前」か「指定後」かによって大きく異なる<基本プラン4>。
- 人事については次の二つの戦略がありえた。
 - 「指定」前に無理してでも申請要項の外形だけ併せて集める。
 - 「指定後」確定してから、事業展開を考慮して集めるべき人材をしっかりと集める。
- 「働き方改革」を先導した形で実施する。
- 三位一体のスタート体制
 - しっかりとしたガバナンスでの運営：学校法人の幹部職員。
 - ソーシャル・セクターを牽引してきた認定NPO法人の職員。
 - 準公金である1970年万博の基金を預かり、助成活動を実施してきた公益財団法人の業務の提供。
- 「指定後」にさらにオールジャパンから人材の補強していく。

